（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八十二　（略）

八十二の二　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第二項の規定により地方厚生局が分掌することとされた事務に関する地方公共団体との連絡調整に関すること。

八十三　（略）

（年金指導課の所掌事務）

第七百十条の二の二　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。

四～十　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十五の二　（略）

二十五の三　厚生労働省設置法第十八条第二項の規定により地方厚生局が分掌することとされた事務に関する地方公共団体との連絡調整に関すること。

二十六　（略）

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局及び中国四国厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　（略）

二　（略）

三　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

ニ　社会福祉監査官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ホ～チ　（略）

2～9　（略）

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八十二　（略）

（新設）

八十三　（略）

（年金指導課の所掌事務）

第七百十条の二の二　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。

四～十　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十五の二　（略）

（新設）

二十六　（略）

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（東北厚生局及び東海北陸厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　（略）

二　（略）

三　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

ニ　社会福祉監査官五人

ホ～チ　（略）

2～9　（略）